

一般送配電事業者による非公開情報の 情報漏えいに係る再発防止策の検討

第15回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年11月21日



本日のご報告内容について

- 一般送配電事業者における非公開情報の漏えい事案について、第11回制度設計・監視専門会合において、業務改善勧告の対象事業者である北海道電力ネットワーク株式会社（以下「北海道NW」という。）及び北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）の内部統制の強化に向けた取組について、事務局としてモニタリングを実施することをご報告させていただいたところ。
- 第1回のモニタリングとして、電力・ガス取引監視等委員会において両社の社長との面談を実施したことから、その概要を御報告させていただく。

今後の取組方針について

第11回制度設計・監視専門会合
資料3（2025年7月25日）赤枠追記

- 東電PGと東電RPの採点結果に関しては、委員会から両社に対して直接フィードバックを行うとともに、両社の今後の取組方針について改めて聴取することとしたい。
- 18社モニタリングの結果に関しては、システムの物理分割や、今回課題のあった委託先管理等の事項について、各社における対応状況を引き続き適切にフォローアップしていくこととしたい。
- なお、北海道電力ネットワーク株式会社からの非公開情報の漏えいに関し、**今月23日に、北海道電力ネットワーク株式会社及び北海道電力株式会社に対して、業務改善勧告を行っているところ、今後、業務改善計画の提出を受け、その後1年間を集中改善期間とし、委員会による継続的なモニタリングを実施する。**

<https://www.meti.go.jp/press/2025/07/20250723002/20250723002.html>

委員会・事務局における面談の実施（両社社長による決意表明）

- 面談において、両社社長より、内部統制の抜本的強化に係る今後の計画実行に関して、大要、以下のとおり決意表明がなされたところ。

対象事業者	決意表明概要
北海道NW	・ 従業員個々の行為規制に係る意識及び行動の改革を図るとともに、内部統制の強化、システムの管理体制・監査体制の改善、非公開情報の管理と再発防止策の徹底に向けた取組を速やかに実施していく。 ・ 従業員の意識改革については、社長自ら社内の全事業所を訪問中であり今回発生した事象と要因及び従業員に今後の進め方などの説明を行っていく。従業員に取組みの重要性を訴えて、しっかり再発防止対策を推進していく。 ・ 非公開情報の取り扱いの厳格化に向けて、非公開情報の社外への提供する場合のルールや情報共有ツールの取り扱いを規定したマニュアルの改正・制定を実施していく。 ・ システム総点検とその改修については、非公開情報を取り扱うシステムにつき対象となる範囲をしっかりとマニュアルに明確化し、不適切な事象が確認されたシステムに対してシステムの改修をしっかりとしていく。 ・ 新たな専門組織、行為規制遵守推進グループを設置し、当該グループとともに今回の改善計画が進捗しているかどうか適宜連携を取り内部統制を強化していく。
北海道電力	・ 業務改善計画の取組についてその全てに着手しており、引き続き先頭に立ち推進・監督しているなかでも「意識改革」と「3線管理を基本とした体制の強化」が重要と認識している。社長としてリーダーシップを発揮し、意識改革を図るとともに、再発防止に向けた取組を全社一丸となって推し進めていく。 ・ 意識改革については、社長メッセージの発信、その浸透を確認するためのアンケートの実施に加え、現在、本店各部・事業所を訪問し、本事案の深刻さや行為規制遵守の必要性・重要性などを伝える訓示を実施しており、今後も納得するまで意識が浸透するよう働きかけていく。 ・ 3線管理体制においては、行為規制に特化したリスク管理が不十分であった反省のもと、リスクを「自分事」として認識すべき第1線を中心にリスク管理を強化する。第1線自らがリスクの想定シナリオを洗い出し、統制を確認し、その統制を業務マニュアル等に定め、教育・研修により定着させていく。 ・ 行為規制遵守委員会のもとで、第2線と連携して作業を進めている。その状況について社長が委員長である「企業倫理委員会」や取締役会において確実に確認、評価していく。

今後のモニタリングについて

- 今後は両社の内部統制の強化状況について、実地確認やヒアリング等を通じてモニタリングをしていく。
- 原則として、昨年度に処分対象事業者に対して実施したモニタリング（以下「前回モニタリング」という。）の手法・頻度・内容等を踏襲し、1年間の集中改善期間にわたりモニタリングをしていく予定である。また、集中改善期間の最後には、両社の再発防止に向けた取組状況を点数化して評価する予定である。
- モニタリングの際には、両社の社長から説明がなされた内部統制及び再発防止策について、実際に機能しているか・効果が上がっているかといった点等について、確認していく。
- なお、当モニタリングの対象となっていない事業者※については、前回モニタリングにおいて論点となった点を中心として、年1回程度のオンラインヒアリングによるモニタリングを実施する予定である。

※既に集中改善期間が終了した16社（東北電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力送配電株式会社、関西電力株式会社、四国電力送配電株式会社、四国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、中国電力株式会社、九州電力送配電株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社）に加え、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社の2社

(参考) 前回モニタリングの実施概要

第96回制度設計専門会合
資料5 (令和6年4月26日)
赤枠追記・一部修正

- 第4回モニタリングをもって、ヒアリングや実地確認等による各社の取組状況の確認は終了とし、第84回制度設計専門会合において報告させていただいた通り、**採点作業に移ることとする。**

〈集中改善期間に係るモニタリングの実施状況〉

第1回（社長面談実施済）	第2回（現地ヒア等実施済）	第3回（オンラインヒア等実施済）	第4回（オンラインヒア等実施済）
✓ 業務改善計画に係る全体像・スケジュール ✓ 経営層による取組・リーダーシップ など	✓ 現場従業員の法令遵守意識向上に係る取組 ✓ 三線管理に係る体制整備状況及び取組 など	✓ 第1回・第2回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載のリスク評価、統制活動（委託先管理など）、情報と伝達（ITガバナンスなど）に係る取組 など	✓ 第1回～第3回で確認された課題の改善状況の確認 ✓ 業務改善計画記載の残りの取組（内部通報制度、不正発生時の処分、など） など

(参考) 前回モニタリングにおける主な論点

項目	内容
委託先管理	✓ 一般送配電事業者/小売電気事業者双方から業務を受託している委託先の管理状況 ✓ 監査権限に関する契約書の記載 ✓ 委託先管理における第2線の関与状況 ✓ 委託先のモニタリング状況 等
リスク評価	✓ リスク抽出・評価の網羅性 ✓ 不正リスク評価 等
システム物理分割	✓ 進捗状況の確認 ✓ 課題の有無の確認 等